

工事用資機材のリース業等を営む申立会社について、資機材のリース先が旧警戒区域内（双葉町）の工事現場であり、原発事故後、資機材が利用できなくなったことで、リース先が支払を拒み、未収となっていたリース料相当額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 営業損害（ただし、申立人とY株式会社との間の、平成24年〇月〇日付各「確認書」記載の下記各契約に係る未回収レンタル料に限る。）

ア A地区道路改良工事の工事用資機材の賃貸借契約にかかるレンタル料（以下「Aレンタル料」という。）

イ B地区道路改良工事の工事用資機材の賃貸借契約にかかるレンタル料（以下「Bレンタル料」という。）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、金8,454,551円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア Aレンタル料 7,926,002円

イ Bレンタル料 528,549円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月29日

（仲介委員 小田修司）